

8 月NEWS

(1) 税制情報

タックスヘイブン税制

今年「パナマ文書」で注目を浴びたタックスヘイブン税制についてご紹介します。

1. 適用条件

特定外国子会社等の留保所得が、一定の条件に該当する場合、直接・間接の株式（利益配当請求権のない株式を除く）の所有割合に応じて、当該株主の所得と合算して日本で課税されます。

特定外国子会社等とは

日本の居住者または内国法人が直接または間接にその株式の 50% 超（議決権のない株式・利益配当請求権のない株式を除外して行う判定も併用する）を保有する外国子会社等で、次のいずれかに該当する会社であること。

- A. 法人所得税がない国・地域に本店等を有する外国子会社等
- B. 法人所得税率が 20% 以下の外国子会社等

一定の条件とは

外国子会社等の留保所得につき、日本で合算課税の適用を受ける国内株主は、単独または同族株主グループ全体で当該外国子会社等の株式（利益配当請求権のない株式を除く）を直接・間接に 10% 以上保有する内国法人または居住者であること。

つまり、タックスヘイブン（租税回避地）に本店があり、同族で 10% 以上株式を所有する会社で、その資本の 50% 超が日本資本である法人が該当します。

2. 適用除外

以下の会社については、特定外国法人等であってもタックスヘイブン税制の適用から除外されます。

1. 事業基準: 主な事業が株式等または債券の保有、工業所有権等または著作権の提供、船舶または航空機の貸付けなどの事業ではないこと。
2. 実体基準: (対象子会社の)本店所在地国に、主な事業を行うために必要な事務所、店舗、工場などの固定施設を有していること。
3. 管理支配基準: 特定外国子会社等がその本店所在地国で事業の管理、支配、運営を自ら行っていること。
4. 非関連者基準または所在地国基準
 - a. 非関連者基準: (卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業または航空運送業の 7 業種の場合)取引の 50%超を非関連者で行っていること。
 - b. (上記 7 業種以外の業種の場合)所在国基準: 主に本店所在地国で事業を行っていること。

3.資産性所得合算課税制度

特定外国子会社等のうち、適用除外基準を満たす者であっても、次に掲げる所得(以下「資産性所得」)を有する場合、当該資産性所得については、内国法人等 がかかわる株式等の保有割合に応じて内国法人等の所得に合算して課税されます。

1. 株式等の配当(株式保有割合 10%未満)等にかかわる所得または譲渡(取引所または店頭での株式等の譲渡に限る)による所得
2. 債券の利子にかかわる所得、償還差益、譲渡(取引所または店頭での株式等の譲渡に限る)による所得
3. 工業所有権および著作権(出版権および著作権隣接権を含む)の提供による所得(特定外国子会社等が開発したもの等から生じる所得を除く)
4. 船舶または航空機の貸付けによる所得

(2)8月の主な税務

8月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

提出期限等内容

8月10日	7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
8月31日	6月決算法人の確定申告
8月31日	3・6・9・12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
8月31日	法人・個人事業主の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
8月31日	12月決算法人の中間申告
8月31日	消費税の年税額が400万円超の3・9・12月決算法人の3月ごとの中間申告
8月31日	消費税年税額が4,800万円超の4月・5月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告

(3)スタッフの一言

8月に入り本格的な夏が到来しています。

野外でのイベントが多い季節ですが、水分補給をこまめに行い、熱中症などにならぬように気を付けて夏を楽しみましょう。

担当 武藤